

第4回  
愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和5年8月28日

愛媛労働局労働基準部賃金室

## 第4回愛媛地方最低賃金審議会

### 資料目次

令和5年8月28日

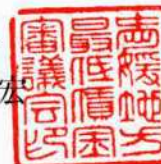
- 1 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）（写）  
（令和5年8月10日付け愛媛賃審発第2475号） …… 1
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）  
（愛媛労働局一般公示第3号） …… 5
- 3 愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書
  - （1）2023年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）  
（2023年8月24日付け愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫） …… 7
  - （2）2023年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）  
（2023年8月24日付け愛媛県教職員組合 中央執行委員長 加藤 諭） …… 8
  - （3）愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て（写）  
（2023年8月25日付け日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行） …… 9
  - （4）2023年度愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申し出書（写）  
（2023年8月25日付けコープえひめ労働組合 書記次長 大黒 直美） …… 11
  - （5）愛媛地方最低賃金の改正決定への異議申し立てについて（写）  
（2023年8月25日付け松山地域労働組合連絡協議会 議長 矢田 泰彦） …… 13
  - （6）愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書（写）  
（2023年8月25日付け愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内 佑樹） …… 14
- 4 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）  
（令和5年8月18日 愛媛地方最低賃金審議会小委員会委員長） …… 17
- 5 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました  
（厚生労働省発表 令和5年8月18日） …… 19



愛媛賃審発第 2475 号  
令和 5 年 8 月 10 日

愛媛労働局長  
小宮山 弘樹 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
会 長 森本 明宏



### 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 6 日付け愛媛労発基 0706 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和 3 年 10 月 1 日発効の愛媛県最低賃金（時間額 821 円）は、令和 3 年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛媛県最低賃金の改正決定に当たり、当審議会は、政府、その他関係機関に対し、昨年からの原材料費の高騰等によるコストの増大、さらに、中小企業・小規模事業者において労務費をはじめ増大したコストを十分に価格転嫁できていない現状など、企業経営を取り巻く環境は、愛媛県はもとより地方の中小企業・小規模事業者にとっては非常に厳しい状況にあることを再認識していただくとともに、厳しい経営環境の中でやりくりしながら賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた業務改善助成金のさらなる拡充、賃上げに対する優遇税制、事業再構築のための補助金などの諸制度の整備とともに、二極化が進んでいるとされている価格転嫁問題について、特に中小企業・小規模事業者の円滑な賃上げのために、労務費などのコスト上昇分を確実に転嫁できる環境の整備を進めていただくよう、政府としてなお一層の取組を強く要望する。

## 別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 別紙 2

### 愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 1 日

#### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の愛媛県  
内人口加重平均に、住宅扶助費の実績値を加えた金額（95,745.636 円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$821 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 116,435 \text{ 円}$$



## 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

## 愛媛労働局一般公示第3号

令和5年8月10日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び第12条の規定に基づき令和5年8月25日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町4番地3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和5年8月10日

愛媛労働局長 小宮山 弘樹

## 記

愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり





2023年8月24日

愛媛労働局長  
小宮山 弘樹 殿



愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）  
議長 今井 正夫

### 2023年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て

8月10日に開催された第3回愛媛地方最低賃金審議会で、2023年愛媛県の最低賃金を44円引き上げ、897円とする答申に、異議を申し立てます。

(1) 44円引き上げでは不十分であり、以下の点から愛媛県最低賃金を1,000円に引き上げるべきです。

2023年5月の消費者物価指数は、前年同期比3.2%の上昇となっており、生鮮食品を除く「食料」が同9.2%上昇で、1975年10月以来、47年7ヶ月ぶりの上昇になっています。しかも、食料品の10月値上げが多く予定されているなど、ますます物価高騰が続きます。その中での、44円の引き上げでは、「労働者の生計費」を最低賃金の引き上げの根拠とするには、不十分です。

また、44円引き上げの897円では、フルタイム(1日8時間・週40時間・年間52週)で働いても、年収で約186万にしかならず、ワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っています。

(2) 8月10日の答申において、中小企業・小規模零細事業者に対する政府への要望を昨年以上に具体的に出されている点は評価できますが、2022年度の業務改善助成金の愛媛での助成件数は、96件と対象となる中小企業の数からいって、ごく一部であり、更に踏み込んで、①中小企業予算の増額、②中小企業への直接支援(最賃引き上げの原資になる助成金、社会保険料の減免・軽減措置)などについても、政府に要望すべきです。

また、特に人手不足が深刻な医療・介護・保育など福祉の分野は、医療・介護報酬の引上げ及び保育士配置基準の見直し、ケア労働者の処遇改善についても、中小企業・小規模事業者への支援とは異なる対策が必要であり、答申に盛り込むべきです。

(3) 本年4月6日に「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会委報告」が出され、その中の1-(3)「議事の公開」で、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公・労・使3者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視するものに対して議論のプロセスを出来るだけわかりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることが重要」とも報告されています。

今回の愛媛地方最低賃金審議会の運営について、公・労・使が集まった場で、意見・議論もなければ、採択も非公開となっている状況は、議事の公開が進んでいるとは言えず改善することを求めます。



2023年 8月24日

愛媛労働局長  
小宮山 弘樹 殿

愛媛県教職員組合（県教組）  
中央執行委員長 加藤 諭

2023年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て

貴職の地方の労働行政、賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。  
8月10日、第3回愛媛地方最低賃金審議会で、最低賃金を44円引き上げ、897円とするよう答申されましたが、以下のとおり、異議申し立てを行います。

記

1. 異議の内容

- (1) 2023年度の愛媛県最低賃金「897円」については、不服です。
- (2) 愛媛県最低賃金は、愛媛県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、今すぐ時間額1,000円に引き上げ、時間額1,500円を目指すべきです。

2. 理由

- (1) 物価高騰で、実質賃金は下がり、家計は、火の車です。この流れを止め、地域経済を回復させるには、最低賃金を思い切って引き上げることが、何より求められているからです。
- (2) 「897円」という低額では、フルタイムで年間1,800時間働いたとしても、年間総額で161万4,600円、月額手取りでは13万円弱になります。ここから社会保障費等が抜かれていくわけですから、ワーキングプア水準をはるかに下回っていることは明らかです。
- (3) これでは、子どもの教育・青年の進路を支える家計が改善されません  
日本の高等教育の学費は「世界一の高額費」といわれています。青年は貧弱な奨学金制度の下で低賃金のアルバイトで生活と学費の工面を余儀なくされています。  
子どもの6人に1人が貧困状態に置かれています。物価高騰で食料や学用品が買えない、病院へ行けない、ヤングケアラーの問題も広がっています。低賃金のため長時間労働やダブルワークを余儀なくされている保護者も少なくありません。最低賃金が子どもの教育に与える影響は計り知れません。一刻も早い改善を求めます。

以上、異議申し立てとします。最後までご尽力ください。



2023年8月25日

愛媛労働局局長 小宮山 弘樹 様  
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様



日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部  
書記次長 堀川孝行  
松山市三番町 8-10-2

### 愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て

最低賃金改定の審議を行う貴職のご努力に敬意を表します。今回の愛媛地方最低賃金審議会の答申である 44 円引き上げ改定について、下記の通り、審議会への意見書にもとづいて、異議を申し立て、再検討を要請する。

#### 記

#### 1. 物価・原料高からも、労働者・家計を支えるには不十分

今回の愛媛審議会の答申が「44 円引き上げ」となった。中央審議会の目安を 4 円上回ったが、今回の引き上げ額と物価高騰・消費者物価指数とを比較しても実質的な賃上げの効果は小さい。これらの情勢に対応する引き上げ水準を再度の検討が必要と考える。

#### 2. 答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」には低額である

最低賃金法 9 条 2 項で、最低賃金の決定根拠として「生計費」「賃金」「支払能力」の 3 要素が規定されている。生計費から言えば、時間額 897 円としても年収で 200 万円にも届かず低い額であり、その点からしても引き上げ額は十分ではない。

昨年 12 月 23 日に、総務省が自治体での非正規職員である「会計年度任用職員の賃金決定について踏まえるべき『地域の実情』には最低賃金が含まれる」との通知を出しているように、物価高騰でより大きな影響を受ける非正規職員の処遇改善に資する最低賃金額の引き上げが必要と考える。

#### 3. 愛媛地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求めたい

愛媛地方最低賃金審議会として、労働者の生計費とはどのような金額であるのか、いくらが妥当なのか、こうした議論・検証を意見書でも求めてきた。それは、ランク制が改定され、なおかつランク内での金額の差、ランク外との整合性など、ランク制自体の整合性が問われる状況があり、将来的にはランク制・中央目安によらない議論が必要になると思



われる。どのような額の愛媛県の最低賃金額が必要・適当かを明らかにしたうえで、県内で仮にそこまで引き上げるためには公労使でどういった議論・方策が必要になるのか、そうした前向きな議論を愛媛地賃として行うべきではないか。

#### 4. 愛媛地方最低賃金審議会の積極的な情報公開を求める

最低賃金は社会を変える可能性のあるものとして注目も集まっており、公労使委員による議論の積み重ねこそがより良い制度の礎となるものであり、その過程は内向きにすべきではない。その議論の過程を多くの人に知らせ世論を喚起すること、特に最低賃金制度について周知を行うことは労働行政の使命でもあり、より積極的に情報公開を行うことを求めたい。

次年度以降の審議も見据え、「現行の最低賃金審議制度の枠内でも、すべての働く人たちに人間らしい最低限の生活を保障する『最低賃金額』および『全国一律最低賃金制度の実現』を」「せめて最低賃金引き上げで窮することのない中小零細企業を支援する予算・制度を国へ要求を」と要望し、今回の最低賃金額の答申が、特に時給などで働く非正規労働者、生活必需品等の値上がりによって苦しむすべての人に報いるものとなるよう、再検討をお願いしたい。

以上

愛媛労働局長 小宮山 弘樹 殿



2023年8月25日

コープえひめ労働組合  
書記次長 大黒 直美

## 2023年度 愛媛地方最低賃金の改定決定に対する異議申し出書

「愛媛地方最低審議会の意見に関する公示」がありましたので、次のように異議の申し出を行います。

### 申し出の趣旨

愛媛地方最低賃金額を昨年比 44 円の 897 円とした答申について

1. 地域間格差の是正に取り組む再審議を求めます。
2. 生計維持にふさわしい額 1500 円にするため今すぐ 1000 円に引き上げてください。
3. 最低賃金引き上げと同時に、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をより強化・充実させることが必要です。愛媛地方最低賃金審議会としてまとめ、提出してください。

### 理由

今回の改定額は過去最大の額であり、そのこと自体は評価できると言えますが、安心して暮らせるまでの最低賃金額とはなっていません。

今年に入ってから相次ぐ商品の値上げが続いています。昨年からの円安の影響を受けて、輸入に頼っている小麦、大豆などの食品や木材などが値上がりをしていて、今の私達の生活は非常に苦しいものになっています。ガソリン代や電気代が値上がり、酷暑の中でも電気代を心配して、クーラーを使えない家庭がニュースで報道されています。今年の中央の目安は、ランクごとに 39 円～41 円の答申が出され早期に全国平均 1000 円への第一歩となる審議が期待された申行われました。

1) 今年はランクの区分が 4 から 3 に変更になることが決まりました。愛媛県はこれまでの D ランクから B ランクに変わったことにより、今年の最低賃金審議会にはとても注目していました。しかし区分が変わったというだけで、C ランクより低い最低賃金額の答申でした。

最低賃金法第 1 条「目的」には「労働者の生活の安定」が明記されていますが、10 月からの最低賃金 897 円では、生活の安定は実現できません。このまま目安通りの場合、東京都は 1,113 円となり愛媛県との差は 216 円にもなります。216 円の差は同じ 8 時間働いたとしても 1 日 1,728 円、1 ヶ月 38,016 円、1 年間では、456,192 円という金額になり、差を埋めるためにはダブルワーク・トリプルワークが余儀なくされます。なぜ同じ 24 時間、8 時間働いて、8 時間睡眠、8 時間自分の時間が平等に与えられないのでしょうか。自分の生活を守るためには、いくら愛媛県が好き、この町で暮らしたいと思っても、最低賃金が高い県へ流出するしかないのです。



私が以前配達をしていた先で高齢の女性が引っ越すという話があり、さらに詳しく聞くとこんなことを言っていたのを思い出します。「息子が都会に就職をしたんだけど、向こうで家を建てて、私もうこんな年だからこっちに来て一緒に暮らそうと言われたんよね。昔なら、長男なんだから家を継ぐのが当たり前で強く言えたかもしれんけど、いまはこっちに帰って来いって言えんのかな。だってこっちに帰ってきても向こうに比べて働く場所もあんまりないし、苦労させてしまうだけやしね……。私はここでずっと暮らしたかったけど、この先迷惑かける前にあっちに行くことにしたんよ。」その方の表情はとても寂しそうでした。人口流出は、1人ではなく世帯ごとになってきているのだとも感じました。

人口、経済の流出を止めるには地域間格差をなくすしかありません。1円でも埋めるべく再審議をお願いします。

2) 憲法 25 条で保障されている「健康で文化的な暮らし」が実現できる水準には届いていません。全国で生計費試算調査に取り組んだ結果、全国どこで暮らしても 1500 円以上は必要という結果が出ています。(2022 年) 調査内容は、食費や住宅費、水光熱費、家具家電用品費、被服、履物費、保険医療費、交通、通信費、教養娯楽費、生活に必要と考えられる費用を試算しています。この数字は改定後の愛媛県の最低賃金 897 円を 600 円以上上回っています。現在の最低賃金では暮らしていけないとはっきり数字に出ています。実際に暮らしていくために必要な時給より 600 円も少ない時給では、食費を削る、医療費を削る、人との付き合いは避ける等の我慢を強いられます。健康で文化的な最低限度の生活は、生存できるギリギリの生活という意味ではないと考えます。また、世界各国では、物価高への対応として、最低賃金の引上げの重要性を認識しており、最低賃金の引上げを一年間に複数回実施して、今まで以上に労働者を支える、生活を守るための最低賃金の水準を維持しています。

3) 最低賃金の引上げは、労働者の生活を守るものであり、中小企業経営者も同じように守られるべきものです。今年 39~41 円の引上げは、コロナ禍での経営が厳しくなっている中、円安の影響で原材料費が高くなっているなか、中小企業への負担は二重にかかるものだと推察されます。実際に今年の最低賃金に関わる報道では『こんなに最低賃金が上がって、人件費が上がると原材料費と合わせて、中小企業は潰れてしまう』『人件費上昇分を商品価格に転嫁できない』という声があります。政府主導で最低賃金の引上げが行われている中、労働者の社会保険料の緩和や消費税緩和など雇用のコストの軽減支援策を国に要請すべきです。他の多くの都道府県では労使でその意見を答申に盛り込む決定がされています。愛媛県でも同様の論議が活発に進むことを望みます。

以上の点から、ぜひ愛媛県の労働者の誰もが愛媛で暮らしても人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう 2023 年度の最低賃金額の再考をお願いします。

以上





愛媛労働局長 小宮山 弘樹 様

## 愛媛地方最低賃金の改正決定への異議申し立てについて

- ①松山労連は、ワーキングプアと言われる、年収 200 万円未満の労働者を一刻も早く改善してほしいと思っているので、答申額の 897 円については、中央答申を上回っており、委員のご奮闘があったとは思われますが、まだまだ不十分だと思います。
- ②東アジアの賃金水準が引き上がっており、日本で働く外国人労働者が減ってきているとも聞いています。外国に日本のスキルを持った人材が流出しないか心配です。
- ③今回、傍聴させていただいたことで、資料はいただきましたが、審議の内容は、セレモニー的なことをのぞいては全くわかりませんでした。陳述者が生活実態を訴え、会長が会議に反映させると答弁したものの、その中身はどう反映したのかわかりませんでした。陳述者を労働者委員に参加させるなど、必要ではないでしょうか。
- ④中小企業支援については、中央答申では、生産性向上にむけた業務改善支援金に力点が置かれていますが、これは生産性向上が条件となっており、多くの中小企業にはつかいにくいのではないかと思います。全国の進んだ経験を調べ、取り入れている経験があれば、資料に載せていただきたい。
- ⑤生活保護との比較には大変異論がある。  
18 歳単身者を対象とするなら、多くは松山市在住。  
◇生活保護 2 級の 1 で、生活扶助 71,460 円、住宅扶助 32,000 円、生活保護なら、合計 103,460 円。  
◇最低賃金の対象は非正規雇用で、労働時間は正規職員よりはるかに少ないはず。法定労働時間をかけていいのでしょうか。厚労省の毎月勤労調査では、令和 4 年度愛媛は 140 時間。すると  $853 \text{ 円} \times 140 \text{ 時間} \times \text{可処分所得比 } 0.816 = 97,447 \text{ 円}$  となります。「愛媛県最低賃金が生活保護基準を下回っているとは認められなかった」についても再検討していただきたい。

2023 年 8 月 25 日

松山地域労働組合連絡協議会（略称 松山労連）

議長 矢田 泰彦

〒790-0003 松山市三番町 6-6-1 市役所第 4 別館 4F

松山市職員組合気付 電話 089-948-6727



2023年8月25日

愛媛労働局局長 小宮山 弘樹 様  
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様

## 愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）青年部  
部長 山内 佑樹

愛媛の最低賃金改定の審議にご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

今年の最低賃金改定にあたり、中央最低賃金審議会がAランクで+41円、Bランクで+40円、Cランクで+39円とする目安を決め、地方にその引上げ額の判断が委ねられました。

答申の結果、愛媛県は中央審議会目安に4円を上乗せする+44円の897円とされました。

今回異議申し立てを行う争点は、愛媛地方最低賃金審議会が行った44円引き上げの897円とする答申は憲法25条及び労働基準法第1条1項にある「人たるに値する生活できる水準」には遠く及ばない点について申し上げます。

最低賃金法1条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。物価高騰のもとで、最賃近傍で働く労働者はエッセンシャルワーカーも多く、いのちと暮らしを守る人たちの生活は脅かされ続けています。8月9日に答申された853円がその同条項にある「労働者の生活の安定」と「労働条件の改善」の寄与にたる答申であるかどうか貴審議会において再度審議をいただきたく、以下理由を述べ、答申に対する異議申し立てをいたします。

(1) 最低賃金はただその日が暮らせればよいというわけではないことは、憲法25条、労働基準法第1条1項、最低賃金法第1条でも明らかです。

現行の最低賃金額は、いわゆるワーキングプアと言われる年収200万円の水準に届いておらず、コロナに限らず（例えば病気とか）「何か」に備えて蓄えることは到底できません。「労働者の生活の安定」どころか、不測の事態でたちまち生命の危機に瀕する状況になることがコロナ禍の3年で、明らかとなりました。

物価高騰、生活必需品の高騰は、特に非正規労働者の生活に多大な影響を与え、時給で働く労働者は最低賃金が低いが故、「明日の生活も不安定」「未来に希望が持てない」状況であることも意見として述べてきました。

少なくとも4%程度の物価上昇を考慮し、さらに物価高騰が低所得者ほど重荷になることを考えれば、この物価上昇分にプラスしての引き上げを最低賃金額に加味しなければなりません。昨年の最低賃金引き上げの効果は結果としてほぼうち消えとなり、現状維持から下方へとなりました。





意見でも紹介しましたが、全労連は、全国 28 の都道府県で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 24 万円（時給 1500 円）以上必要であることを明らかにしてきました。物価の上昇等を踏まえた最低賃金額の再検討をお願いいたします。

(2) 今年の中央最低賃金審議会はランクで分け、41～39 円の引き上げ目安を示しました。これまでも中央最低賃金審議会の目安がさらなる地域間格差を生み出し続けてきましたが、最低賃金が高いところほど高くなる目安が続くのであれば、引き続き格差は拡大する一方です。今年、同ランクとなった香川の最賃は 918 円で、愛媛との差は 21 円の差があります。各地の最賃審議会でも中央目安に対して 0～+7 円の引き上げの答申を行っており、四国の B ランクである徳島が C ランクの高知を下回り、四国での最低額となるなど、ランク制のあり方も問われる状況です。

地域の維持への課題となっている人口流失では、最低賃金の高いところへ人が集まっていることが明らかとなり、これまでも問題視されてきました。最低賃金の地域間格差の是正が急務であり、改めて全国一律の最低賃金の確立を地方審議会からも求めていく必要があると考えます。

(3) 世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられてきました。すでにオーストラリアで約 2161 円、米ワシントン州約 2084 円となっているのをはじめ、フランスでは 5 月から約 1608 円、ドイツでは 2024 年 1 月から約 1732 円となる。日本の最低賃金の水準は世界の水準に届いていない。韓国の 2024 年の最低賃金は約 1080 円に決まりました（いずれも 22 年平均為替レート）。日本も同じ状況であり、大幅な最低賃金の引き上げこそ求められています。

以上の理由から、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、「労働者の安全と命」「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうかを今一度ご確認いただき、答申額を再審議していただくことを強く要望し、異議申し立てといたします。

以上



令和5年8月18日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
小委員会  
委員長 井上 雄基

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年7月6日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、参考人からの意見聴取等2回にわたり、慎重に調査審議を重ねた結果、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第5号）、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第2号）、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第3号）及び愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第6号）については、改正決定することを必要と認めるとの結論に達し、愛媛県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第4号）については、全会一致に至らなかったため、改正決定することを必要と認めることができないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

井上 雄基                      宮谷 しのぶ                      森本 明宏

労働者代表委員

白石 浩司                      曾我 一樹                      竹本 良賢

使用者代表委員

小野 雄史                      小池 久志                      八塚 洋



報道関係者 各位

令和5年8月18日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

**全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました**

～答申での全国加重平均額は昨年度から43円引上げの1,004円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月28日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

**【令和5年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】**

- ・47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※  
※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている（別紙の※3参照）
- ・全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%。なお、この比率は9年連続の改善）

(別紙) 令和5年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

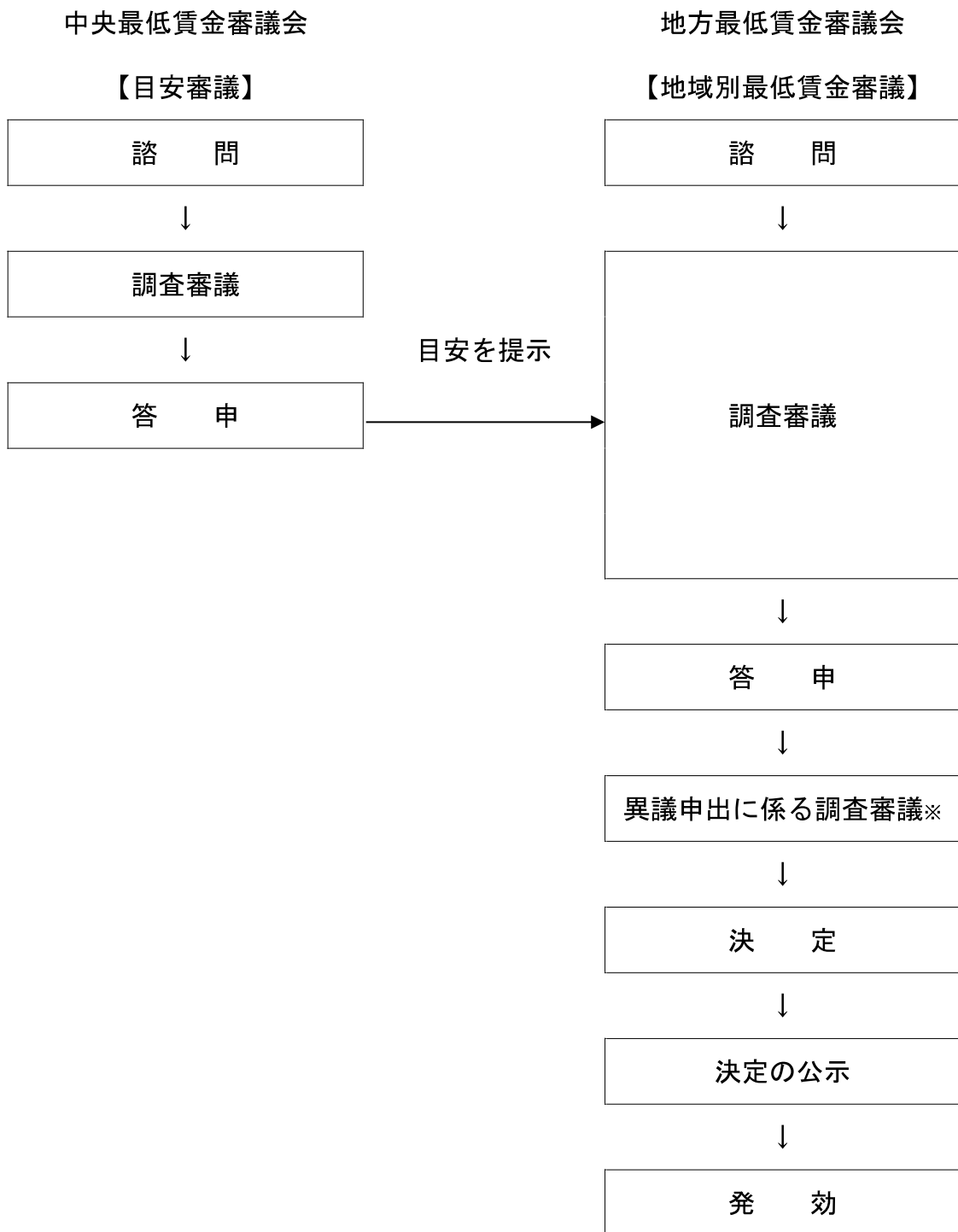
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 ( 920 )	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 ( 854 )	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 ( 883 )	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 ( 858 )	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 ( 911 )	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 ( 913 )	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 ( 895 )	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 ( 987 )	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 ( 984 )	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 ( 1072 )	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 ( 1071 )	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 ( 890 )	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 ( 908 )	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 ( 891 )	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 ( 888 )	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 ( 898 )	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 ( 908 )	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 ( 910 )	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 ( 944 )	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 ( 986 )	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 ( 933 )	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 ( 927 )	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 ( 968 )	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 ( 1023 )	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 ( 960 )	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 ( 896 )	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 ( 889 )	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 ( 857 )	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 ( 892 )	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 ( 930 )	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 ( 888 )	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 ( 855 )	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 ( 878 )	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 ( 853 )	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 ( 900 )	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 ( 853 )	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 ( 854 )	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 ( 853 )	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 ( 961 )	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

愛媛労発基 0828 第 1 号  
令和 5 年 8 月 28 日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長  
小宮山 弘樹



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 5 年 8 月 24 日付けをもって愛媛地方労働組合連合会及び愛媛県教職員組合から、令和 5 年 8 月 25 日付けをもって日本自治体労働組合総連合愛媛県本部、コープえひめ労働組合、松山地域労働組合連絡協議会及び愛媛地方労働組合連合会青年部から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



愛媛賃審発第 2479 号  
令和 5 年 8 月 28 日

愛媛労働局長  
小宮山 弘樹 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 28 日付けをもって貴職から、愛媛県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、愛媛地方労働組合連合会、愛媛県教職員組合、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部、コープえひめ労働組合、松山地域労働組合連絡協議会及び愛媛地方労働組合連合会青年部からの異議申出について意見を求められたので、異議の申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 5 年 8 月 10 日付け答申どおり決定することが適当である。



愛媛賃審発第 2480 号  
令和 5 年 8 月 28 日

愛媛労働局長  
小宮山 弘樹 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏



**愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）**

当審議会は、令和 5 年 7 月 6 日付け愛媛労発基 0706 第 4 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記業種に係る愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり  
の結論に達したので答申する。

記

最低賃金の件名	必要性の有無
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	改正決定の必要性有り
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	改正決定の必要性有り
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	改正決定の必要性有り
愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金	改正決定の必要性有り
愛媛県各種商品小売業最低賃金	改正決定の必要性無し

愛媛労発基 0828 第 2 号  
令和 5 年 8 月 28 日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長  
小宮山 弘樹



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

最低賃金の件名等	
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 5 号
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 2 号
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 3 号
愛媛県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 6 号